

○厚生消防委員会

---

令和2年8月26日（水曜日）

午後1時 0分 開会

午後6時32分 散会

---

○白川健太郎委員長 それでは、これより理事者の入替えを行います。

なお、危機管理監、総合政策部長及び総務部長にも入室していただきます。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

冒頭に申し上げますが、奈良市の各部署における行政事務能力の低迷ないし欠如は、重大な問題であると、従前より指摘してまいりました。しかしながら、最近に至ってはそれにとどまらず、行政が私に不当な金銭を要求してくるなど、私の議員としての正当な活動に対し、組織ぐるみで妨害しようとする事案が多発しております。本日は行政のこのような姿勢を徹底的に追及するとともに、市政発展のための建設的な審議をしていきますので、理事者側も質問に誠実に答弁し、聞いていないことを述べて時間稼ぎをするような背信的行為に及ぶことがないように求めておきます。

端的に答弁願います。

まず、子ども未来部長に奈良市立こども園等について伺います。

こども園については、幼稚園型、保育所型、幼保連携型などの類型があります。これらのうち、保育所型こども園と幼保連携型こども園の相違点について御説明ください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

幼保連携型認定こども園は、幼稚園施設、それと保育所施設、両方の認可を受けたものでございます。保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けたものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 実質的な違いは何ですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 実質的な違いといたしましては、保育所部分の子供さんをお預かりする、または教育部分の子供さんをお預かりするという点で、子供さんをお預かりするという点につきましては、違いはございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 相違点を伺っています。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

幼保連携型認定こども園は、職員の保育士でございますけれども、幼稚園教諭の資格、それから保育士の資格、両方持っている必要もでございます。保育所型認定こども園は、保育士の資格でも可能ということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 保育所型こども園の場合は、保育士の資格だけでよろしいんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 制度上、両方求められるものではございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 本当にそうなんですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 保育所型認定こども園につきましては、必ず両方持つというものはございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 時間がございませんので次に行きますが、奈良市立幼稚園及び市立こども園の人事等の管理、すなわち労務管理については、教育委員会ではなく、総合政策部及び子ども未来部において実質的な事務を執行しているものと認識しております。この点は間違いございませんか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 委員お述べのとおりでございます。

○三橋和史委員 奈良市は、市立こども園については全て幼保連携型と称しておりますが、実際には教育部分に重点が置かれている施設と保育部分に重点が置かれている施設の2種類があります。例えば教育部分である1号認定の児童の入所定員が、保育部分である2号及び3号認定の児童の入所定員を大幅に上回っている園は、全18園中8園であります。そうしますと、10園のこども園につきましては、保育部分に重点を置いているということになりますが、その背景についてどのようなことが考えられるのか伺います。

具体的には、地域住民の需要を考慮した結果として、保育部分に重点を置いているということなどが考えられるものと存じますが、いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

奈良市の幼保連携型認定こども園ですけれども、幼稚園として届出をしていたものなのか、保育所として届出をしているものなのか、その施設の成り立ちによって、今、議員お述べのような状況になっているかと思えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 成り立ちだけで、地域住民の需要などを考慮はしていないということですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

認定こども園の設置につきましては、地域の皆様に御説明をするということで、丁寧な説明をしながら、施設の在り方についても協議を行いながら設置をしてきたというものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 保育部分の定員が大幅に上回っている施設については、保育の需要が大きいことなども考慮しているということによろしいんですね。

○鈴木千恵美子ども未来部長 保育所部分の利用定員につきましては、やはりニーズが高い地域におきましては、利用定員を考慮しているということでございます。

○三橋和史委員 その御答弁のように、先ほど申し上げましたこれら10園については、執行部署が教育委員会ではなく市長部局である点、実体的にも保育の要素、また需要が大きいことなどから、教育施設ではなく福祉施設としての性格が濃いものであるということが分かります。

質問の観点を変えます。

幼稚園及びこども園を含め、奈良市立保育所等における保育教育士の労務管理について伺います。

私は以前にも予算審査等特別委員会などにおきまして、職員の時間外勤務が年間1,000時間を超えている実態など、長時間に及んでいる問題を指摘し、改善を求めてまいりました。現子ども未来部長の鈴木部長は、本年4月に人事課長から次長級を超えて昇任されました。市職員の労務管理の責任者でもあった前人事課長として、当然ながらその実態をよく御承知のことと存じます。

ので、その上で伺います。

管理職以外の職員の時間外勤務の縮減については、人件費比率が極めて高い奈良市にとっては最重要の課題でもあります。保育教育士の時間外勤務の実態について、時間外勤務、残業が長時間に及んでいる職員がいないかどうかなどを確認するため、どのような労務管理の体制を取っているのかお答えください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 御質問にお答えいたします。

直接的には園長が職員の管理をしているということになってまいりますけれども、担当の保育総務課におきまして把握しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 具体的な事務手続について確認しますが、時間外勤務を行う際には所属長が時間外勤務命令を下し、実際の勤務後に勤務者が実績申請をし、所属長が申請内容を確認して決裁するという事務手順が定められているものと存じます。この点は間違いありませんか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

議員お述べのとおりでございます。

○三橋和史委員 市立保育所等の現場においても、実際にその定めに従った事務手順が遵守されているのでしょうか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

手続の事務的な手法につきましては、本庁勤務の職員とは異なる部分もございますけれども、考え方につきましては同じでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 考え方ではなく、実際にその定めに従った事務手順が遵守されているのかどうかについての質問です。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

遵守されているものと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 保育所等の現場では、恒常的に所属長等が代理で全ての事務を行っているのではありませんか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

そのような報告は受けておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 保育中であつたり、パソコンの台数が限定されていることなどの事情がある保育所等の現場であります。恒常的に所属長等が代理で全ての事務を行っているのではありませんか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

直接的にそのような報告は受けておりませんが、事実であれば是正させていただきます。

以上でございます。

○三橋和史委員 答弁するために出席していただいておりますので、報告を受けているかどうかなんて聞いておりませんので、事実をしっかりと答えていただきたいと思ひますし、前の人事課長でありますし、現子ども未来部長でありますし、直接管下の職員の労務管理がどうなっているのか、これは把握して当然ですから、その点よく自覚して答弁していただきたいと思ひます。

ここに時間外勤務縮減状況報告書という資料がございます。委員の皆様にもお配りをしてござ

います。市長の指示で作成し、庁議にも報告資料として提出されているものであります。したがって、当然ながら庁議出席者は、市長も含めてこの内容につき認識、認容されているものであります。この時間外勤務縮減状況報告書によれば、平成30年度では保育所、こども園のそれぞれについて、1人当たりの時間外勤務実績の月平均時間の最大の園では何時間になっていますか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

手に資料がございませんので、お答えできません。

以上でございます。

○三橋和史委員 本当に資料はないんですか。

ちょっと休憩してください。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時30分 休憩

午後4時33分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

平成30年度でございますが、平城こども園につきましては、1人当たり8.4時間、それから都南保育園につきましては、4.7時間という資料になってございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 資料をお持ちなんですね。

令和元年度では、保育所、こども園のそれぞれについて、1人当たりの時間外勤務実績の月平均時間の最大の園では何時間になっていますか。

○白川健太郎委員長 答えられますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時33分 休憩

午後4時34分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

令和元年度につきましては、平城こども園は……（三橋和史委員「いや、最大を聞いているんですけどね」と呼ぶ）最大ですか。（三橋和史委員「ちょっと休憩して」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時34分 休憩

午後4時35分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 保育園の最大の園が、帯解こども園で8.8時間です。それから、保育園のほうが右京で4.9時間となっております。

以上でございます。

○三橋和史委員 新型コロナウイルス感染症の拡大により変則的な運営が行われましたが、令和2年度では、既に集計されている期間については同様に、最大の保育所につきましては、三笠保育

園2時間ちょうど、最大のこども園につきましては、伏見こども園6.6時間ということで間違いないと思います。

○白川健太郎委員長 答えられますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時36分 休憩

午後4時37分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 答えいたします。

こども園につきましては、一番多いところが学園南の4.9時間、それから保育園につきましては、三笠保育園の2.6時間……（三橋和史委員「ちょっと止めてください」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時37分 休憩

午後4時38分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 失礼いたしました。

一番多いのは、伏見こども園の6.3時間、それから三笠保育園の2.6時間ということでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 伏見こども園については、6.6時間じゃないんですか。そして、三笠保育園については2時間ちょうどではないんですか。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時39分 休憩

午後4時39分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 答えいたします。

先ほどの数字は、令和2年6月分までの数字でございました。最新の数字、申し上げます。令和2年7月分までで、伏見こども園が6.6時間でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 そして、三笠保育園については2時間ちょうどなんです。

庁議資料であるその資料、時間外勤務縮減状況報告書、これに記載されている1人当たりの時間外勤務実績の月平均時間は、本年度、集計されている7月までの分だけで、最も多い保育所で2時間、最も多いこども園で6.6時間、ほとんどの園で3時間以下の水準であります。このように、保育所等における時間外勤務実績が極めて低い水準で、縮減されているように見受けられます。この要因は何でしょうか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 答えいたします。

この数字が実態と違うということであれば、調査させていただきます。

以上でございます。

○三橋和史委員 そんな話、何もしていないんですよ。縮減されているように見受けられるんですけども、その要因についてお答えください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

時間外縮減につきましては、庁内で不要な時間外はしないようにということで、業務の効率化を図るということで声かけをしておりますので、その成果が出たものかと思われま

以上でございます。

○三橋和史委員 その成果が出たのか、実態を反映していないのか、どちらか分かりませんが、先ほど部長が答弁されましたその数値、この時間外勤務縮減状況報告書、これに記載されている時間外勤務実績の数値は、真実を、すなわち実際の時間外勤務の状況を反映したものなのでしょうか、いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

実態を反映しているということで、処理させていただいております。

以上でございます。

○三橋和史委員 これが真実であれば、時間外勤務の縮減に取り組まれて結構なことかと存じます。

しかしながら、私の調査によれば極めて重大な問題といたしまして、ここに記載された保育教育士の時間外勤務実績の数値は、実際の時間外勤務の状況を全く反映しておらず、過小に改ざんされている、粉飾されているものであるという疑義が発覚いたしました。実際の時間外勤務の実績と比較して、少な過ぎるということでもあります。

具体的に摘示してまいります。

ある職員については、実際は月10時間以上の時間外勤務があったにもかかわらず、実績として計上されているのは、その月はゼロ時間であります。また、月30時間以上の勤務があったにもかかわらず、計上されているのはたったの3時間であったという事例も確認できております。私はこれらの実態を証拠によって証明する用意がございます。

しかしながら、その前に市側の誠意ある能動的な対応を期待するものであります。この問題がもし事実であるとすれば大変な事態であると思いますが、子ども未来部長の御認識はいかがでしょうか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

時間外勤務命令の下に業務を行い、時間外勤務が支払われていないのであれば、是正すべきだと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 時間外勤務手当の支給を抑制しようとするあまり、実際の時間外勤務時間を反映しないで、記録上だけこれを達成しているかのように見せられているのではないのでしょうか。ある所属では、割り当てられた予算がないから手当をつけられないと言っているそうです。しかしながら、人件費はどの項目からでも流用することができますし、そもそも予算がないことは賃金の不払いを正当化する事由にはなり得ません。市立保育所等において時間外勤務手当、残業代の未払いが常態化しているのではありませんか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

委員お述べのように常態化しているのであればゆゆしき問題でございますので、近々園長会もございまして、その場で真偽を正しまして、改めるべきものは改めていくということをしてい

以上でございます。

○三橋和史委員 先ほど確認しましたが、保育所等における時間外勤務実績については、恒常的に所属長等が代理で全ての事務を行い、勤務者に確認させていないという事例も多いということがあります。さらには、保育所等では出退勤を管理するシステムさえ導入されておりません。勤務者が自らの時間外勤務実績を確認することができていない、もしくはその方法が周知されていない、こういった職場体制にも問題があると私は思います。立場の弱い労働者に付け込み、賃金を支払うことなくサービス残業を強いている企業はブラック企業と呼ばれます。市立保育所等におけるこの実態は、まさしくブラック市役所、ブラック保育園、ブラックこども園とでも言うべきものではないでしょうか。

時間外勤務手当の不払い、これは労働基準法第37条に違反し、刑事罰の対象ともなる犯罪行為であります。まして子ども未来部の部長は、前の人事課長として庁内のコンプライアンス業務の一翼を担い、非違行為等に対しては懲戒処分の事務も行ってきた立場であります。今、その直接の管下において、誰が見ても明白な水準の違法残業を強いている実態が明らかになっております。これが事実だとしたら、自らはどのように責任を取られるのでしょうか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

今、御指摘の状況になっている職員が現状どうなっているのか調査したいと思います。先ほど申しましたように、是正させていただきます。

以上でございます。

○三橋和史委員 私に言われたから直します、だからいいんです、そういうことではないでしょう。これ重大だと思いますか。重大ですか、重大ではないですか、どちらですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

重大な案件だと思っております。（三橋和史委員「はい。それしか聞いていない」と呼ぶ）勤怠管理につきましては、改善しようと今動いているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 公務員たる保育教育士にも労働基準法は適用されます。時間外勤務手当が不払いの状態にあることは確認できております。速やかに適正な調査を実施し、法令にのっとり過去に遡及して支給し、労務管理の体制を直ちに是正するよう求めますがいかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

誠心誠意調査いたしますし、情報があれば提供していただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 不払いの分は過去に遡及して支給すべきものと思います。法律上、何年分遡るべきか御存じですよね。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

5年遡れたかと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 5年も遡るんですね。

では、市長は、行政職や幼稚園教諭等の市職員の労務管理については、単なる使用者側の責任者であるだけでなく、それが適正に行われているかどうかを確認すべき労働監督機関でもあります。その市長御自身が庁議の場で報告を受け、自らも認識、認容し続けているにもかかわらず、時間外勤務の縮減を名下に、刑事罰の対象となるべき違法な時間外勤務を強いているとすれば、

市長も子ども未来部長も辞職に値する重大な不祥事であると指摘しておきます。

保育所、こども園のそれぞれにつきまして、労働監督機関として職権を行使するのは、いずれの機関であるのかお答えください。

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時49分 休憩

午後4時49分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

市職員のことであれば、人事課が担当になろうかと思えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 そうなんですか。前の人事課長でしょう。しっかり答えてください。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

労働の現状把握であつたり、勤怠管理はもちろん所属長がしますけれども、人事の面については人事課が担当でございます。

以上でございます。（三橋和史委員「ちょっと休憩してください」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時50分 休憩

午後4時51分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

市職員の職務命令に基づきまして職務を行っておりますので、所属長であつたり……（三橋和史委員「いやいや、そんな質問していないでしょう」と呼ぶ）民間であれば労働基準監督署になりますけれども。

あと、先ほど5年と申し上げましたが、3年の間違いでしたので訂正させていただきます。

以上でございます。（三橋和史委員「委員長、止めてください」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時52分 休憩

午後4時52分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○< 銅正宣総合政策部長 失礼いたします。

一般的には労働基準監督署ということになるかと思えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 保育所については、労働基準監督署が監督機関としての職権を行使することになります。また、冒頭に答弁がありましたように、奈良市では全ての市立こども園が幼保連携型ですが、その半数以上については実質的に保育所機能が重視されている施設であるということが明らかになりましたので、これらについても労働基準監督署が監督機関としての職権を行使する場合があります。

この件につきましては、事案の重大性に鑑み、既に私から労働基準監督署に対しまして情報を提供したことを申し添えます。しかしながら、それ以外の所管施設についてはもちろんのこと、市が使用者として能動的な調査を実施し、行政機関として恥ずべきことがない誠実な対応をするよう求めます。職員へのヒアリング等を含めた厳正な調査を実施していただきたい。いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

ヒアリング等を行いたいと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 早急に実施していただきたいと思います。

保育教育士については、出退勤の管理システムさえ整備されていないんですね。私は本当に驚きました。パソコンも各職員に貸与されていないことから、実際の出退勤の証拠が残らない状況にあります。それをよいことにして、行政側が違法な時間外労働を強いていたという実態が明らかになっております。市長や部長、所属長の恣意的な事務によって記録を改ざんできないように、出退勤の管理システムを併せて整備するように求めます。いかがですか。

○鈴木千恵美子ども未来部長 お答えいたします。

整備の方向で今検討しているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 同報系防災行政無線につきまして、危機管理監にお尋ねします。

私が推進してきましたこの完全整備につきましては、本年、令和2年度において、ようやく事業化するに至りました。多額の投資は、設備面での工夫とその運用面での改善と一体のものとして、これについても抜かりなく取り組んでいくべきであると、再三にわたってくぎを刺してまいりました。しかしながら、危機管理監及びその管下職員らはこれを理解せず、私の指摘を右から左へと聞き流していたようであります。

このうち、放送やサイレンに合わせて作動する赤色回転灯の屋外拡声子局での併設に関しては、総務省消防庁からもそれを促す通知が繰り返し発出されていることを令和元年12月6日の本会議においても紹介し、その取組を求めたところ、危機管理監は財政負担との関係で検討を進めていきたいと答弁しております。しかしながら、私の調査では、先般、公告されたこの事業内容には、赤色回転灯の設置が1か所も含まれていないことが発覚しました。危機管理監は、この点について、財政部局といつの時点でどのような検討をしたのかお答えください。

○國友 昭危機管理監 三橋委員の御質問にお答えいたします。

先ほどございました議員お述べの12月6日の私の答弁以降、部内で確認をいたしまして、緊急防災・減災事業債の、そのほかの事業も含めて優先順位を検討いたしまして、今回は同報系防災行政無線の25か所の整備を優先する、そのほかポータブル蓄電池等を優先するという事で、部内で検討の結果、パトライトについては予算計上しないということで決定いたしました。

以上でございます。

○三橋和史委員 聞いていないことを答えて、時間稼ぎしないでいただきたいと冒頭に申し上げたんです。

聞いているのは、財政面での査定は財政部局といつの時点でどのような検討をしたのかということなんです。財政部局との協議に関してお答えください。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

手元に正確な日にちの資料はございません。申し訳ございません。

○三橋和史委員 記憶を遡っていただいて。したんですか、していないんですか。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

財政当局への最終的な予算要求については入れておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 財政部局と協議したのかと聞いているんです。していないんだったらしていないと答えたらいいんですよ。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

パトライトについては、財政部局と協議しておりません。

○三橋和史委員 財政部局と協議しないで、この大型事業について漫然と発注をしている。税金を扱う立場として、どう考えてもおかしいでしょう。さきにも申し上げましたように、総務省消防庁からの通知は、これ消防主管部署に宛てても発出されております。危機管理監は赤色回転灯の併設を実施しないということについて、消防局とはいつの時点でどのような協議を実施したんですか。お答えください。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

消防局とは調整、協議をしておりません。

○三橋和史委員 これ消防の業務でもあるんですよ。これ、消防局とも協議していないんですよ。

また、これ私が初めて取り上げた平成28年末以降、私が確認しているだけでも8件もの地域の自治会などから、赤色回転灯の設置を求める要望書などが市に提出されていることが明らかになっております。そこには次のように記載されております。整備に当たっては、聴覚障害者などにも配慮するとともに、大雨時など放送内容が聞き取りにくい状況でもより効果を発揮するものになるよう、赤色回転灯を併設するなど先進的な取組に即して行っていただきたいと要望しますと。

危機管理監は赤色回転灯を併設しないと決定をするに当たり、福祉部とはいつの時点でどのような協議を実施したのかお答えください。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

同報系防災行政無線の整備に当たっての福祉部との協議は行っておりません。

○三橋和史委員 この発注過程がおかしいでしょうが、これまで見てきましたように、この予算が3億円の事業であります。関係部署との必要な協議さえ懈怠している。これ私に言われたから、嫌々仕方なくやっているんですか。そこに奈良市の防災施策を担う公務員の矜持のかけらも見出すことができないんですよ。

まして、これ平成25年前後の段階で一度中途半端な整備をして財政上の不利益を受けておきながら、その反省もなく再び中途半端な設備を造って、税金をドブに捨てようとしている。財務会計上も、行政とは思えない驚きの低レベルであります。科学的根拠もない、関係部署との協議も行われていない。危機管理監ないし市長の独断によるずさんな大型の防災事業が行われようとしているわけでありまして。どのように責任を取るんですか、これやり直してください。いかがですか。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

先ほどの要望書につきましては、同報系防災行政無線のスピーカー、本体の部分の要望が主体であると認識しております。その際、併せてパトライトについても整備を検討していただきたいという趣旨であったと理解しております。

したがって、子局25か所の整備を達成することで、その要望を大きくは達成できているものと理解しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 赤色回転灯の併設が、その部分が附属的な部分だって、それ誰が言ったんですか。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

要望書からそういう形で読み取ったところであります。

以上でございます。

○三橋和史委員 そんなこと要望書に、どこにも書いていないでしょうが。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

要望書の中には前段の大きな部分（三橋和史委員「いや、書いていないでしょうがって。書いていないですよね」と呼ぶ）前段の部分で、スピーカーの増設は要望が上がっているものと理解をしているところがございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 赤色回転灯の併設部分が附属部分だと、おまけ部分だと、それどこにも書いていないですよね。あなたの勝手な解釈はどうでもいいんですよ。書いているか書いていないかを聞いているんですよ。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

委員お述べのとおり、併せてパトライトの設置については要望されているものと理解しております。（三橋和史委員「そうでしょう」と呼ぶ）

○三橋和史委員 勝手な解釈をして市民の要望、この貴重な意見を勝手に歪曲して、自ら行ったずさんな事務を正当化するような答弁は断じてやめていただきたい。

これ以外についても、危機管理部局は、これまでの議会答弁と異なる方針を平気で議会以外の場で、議員控室でもはばかる様子もなく得意気に述べて、私やほかの議員も含めて議会答弁の内容を守るように申し述べたところ、議会答弁を守るかどうかは持ち帰って検討するなど、およそ行政職員とは思えない見解を示されたのであります。

深い反省とともに、どのような責任を取るべきであるのか、市民の負託の重さを自覚しながら、この先よく考えていただくよう求めておきます。これやり直していただきたいと思います。いかがですか。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

同報系防災行政無線25か所の整備については、市民の要望もあるということから、引き続き実施をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 この重要な行政手続の瑕疵の部分は、どのように取り返しをつけるんですか。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

市民の要望も踏まえて、財政面も危機管理監内で検討して予算要求、今回の事業に反映をしたところがございます。

以上でございます。（三橋和史委員「もう聞きたくないです。委員長から注意していただいてよろしいですか」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後5時5分 休憩

午後5時5分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

25か所の同報系防災無線の整備については、引き続きやらせていただきたいと思います。とっております。

以上でございます。（三橋和史委員「いや、だから……ちょっと止めてください」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後5時6分 休憩

午後5時6分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

パトライトについては危機管理監内で検討して、予算要求に、この春の当初予算に上げておりません。したがって、今年度、パトライトの整備をする予定はございません。

以上でございます。（三橋和史委員「それは分かっているんですよ。だから……ちょっと止めてください」と呼ぶ）

○白川健太郎委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後5時7分 休憩

午後5時9分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 お答えいたします。

今年度については先ほど申したとおりであります。緊急防災・減災事業債が使えないということもございしますが、来年度以降も含めて御要望があるようでありましたら、その辺検討をさせていただきます。と思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 これまで見てきましたように、管理職の皆さんの法務能力も含めて、そういった部分の能力の欠如が目にあまります。これ、なぜ法務分野を含む管理職昇任試験を廃止したのか。これを廃止したのは、前の人事課長である子ども未来部長御自身なんです。前の人事課長時代に、現市長と2人きりでお決めになったのか分かりませんが、これを廃止したというのは人事行政そのものを崩壊させたと言うべき、改悪したものと糾弾せざるを得ません。これまで答弁を聞いたとおり、法務分野についても勉強不足が極まる状況であることが明らかであります。明日から始まる法務研修であります。これ意欲のある職員の皆さんが受講を申し込まれているそうです。ここに出席されている部長級職員の皆さんで受講を申し込まれていない方の挙手をお願いします。（挙手する者あり）

ほとんど受講を申し込まれていないんですよ。もう終わりますけれども、公務員として、職員として、自分は勉強しなくてよいと言っていいのは、既に十分に勉強して能力を備えたと認められる者に限られるものと私は思います。財政破綻の音がするこの奈良市において、年収1000万円を超える高給を受けておきながら、その能力なく、研さんの意欲もなく、市民生活に迷惑をかけているわけでありますから、この点は十分に改めていただきたいと思います。ということを申し上げまして、

私の質疑を終わります。

以上であります。ありがとうございました。